

## 「協議の場」の設置・運営について（案）

### 1. 「協議の場」の趣旨・目的、名称について

医療法上、都道府県は、医療関係者、医療保険者その他の関係者との「協議の場」を設け、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている。

地域医療構想の達成については、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることを前提とすべきであり、こうした取組及び協議を実効的なものとするため、地域の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県の主催の下、医療機関、医療保険者等の関係者が参加し、協議する「協議の場」を設けることとしたものである。

なお、都道府県は、「協議の場」を開催するとともに、参加者として関係者と共に協議を行うことになる。

（「協議の場」の名称について）

以上の趣旨・目的を踏まえ、「協議の場」については、例えば、「地域医療構想調整会議」、「病床機能分化・連携協議会」といった名称が考えられる。

### 2. 議事及び開催時期について

#### （1）議事について

医療法上、「協議の場」では、「将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進する」ために必要な協議を行うものとされているが、議事については、具体的には以下のものが考えられる。

各病院・有床診療所が担うべき病床機能及びその病床数に関する協議  
病床機能報告制度による情報等の共有  
都道府県計画（地域医療介護総合確保基金）に関する協議  
その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議（地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など）

- 1 「協議の場」における病床の機能分化・連携に関する議論の進め方のイメージは、別紙のとおり。
- 2 上記の通常の開催の場合のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な医療機能に転換しようとする場合には、医療法上、都道府県知事は、当該医療機関に対し、「協議の場」における協議に参加するよう求めることができることとされており、その際には、当該許可申請の内容又は転換に関する協議が行われることになる。

## (2) 開催時期について

「協議の場」については、病床の機能分化・連携等に関する協議が行われる場合には、地域の実情に応じて、都道府県が、随時開催することが基本となるが、病床機能報告制度による情報等の共有や都道府県計画（地域医療介護総合確保基金）に関する協議が行われる場合には、通年のスケジュールがある程度定まっていることから、定期的を開催することが考えられる。

### <参考> 通年のスケジュール（イメージ）

- ・ 3月 病床機能報告制度による情報の取りまとめ
- ・ 6月 都道府県計画の提出（7～8月 内示、交付決定）
- ・ 9月 地域医療介護総合確保基金の積み増し

上記の通常の開催の場合のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な医療機能に転換しようとする場合にも、随時開催する。

## 3. 設置区域について

「協議の場」については、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議が行われる場であることから、地域医療構想を策定する構想区域ごとに設置することを原則とする。

一方で、構想区域内の医療機関の規模・数等は多様であり、地域によっては、構想区域での「協議の場」の設置・運営が困難な場合も想定されることから、こうした事情を勘案し、都道府県知事が協議をするのに

適当と認める区域で設置することも可能とする。

各都道府県において、例えば以下のような柔軟な運用を可能とする。

<例>

広域的な病床の機能分化・連携が求められる場合における複数の「協議の場」の合同開催

議事等に応じ、設置される区域から更に地域・参加者を限定した形での開催

圏域連携会議など、既存の枠組みを活用した形での開催 等

大都市圏における「協議の場」の設置・運営については、関係自治体と相談しながら、別途、検討する。

#### 4．参加者の範囲・選定、参加の担保について

##### (1) 参加者の範囲・選定について

医療法上、「協議の場」の参加者については、「診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者」とされており、医療法の当該規定に沿って、医師会、歯科医師会、病院団体、医療保険者を基本とすることとする。

参加者の中から議長等が選出されることになるが、その役割については、地域の実情に応じて、保健所長等の都道府県の関係機関のほか、医師会、病院団体等の代表などが担うことが考えられる。

一方、地域住民等に対する協議の透明性の観点から、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱うなど、特段の事情がある場合を除き、会議は公開とする。また、協議の内容・結果については、原則として、周知・広報する。

また、「協議の場」における協議をより効果的・効率的に進めていくためには、都道府県は、議事等に応じ、参加を求める病院・有床診療所を柔軟に選定できるようにすることが適当である。

例えば、通常の実施の場合には、医師会、歯科医師会、医療保険者のほか、病院団体等の代表が参加することが考えられるが、開設・増床等の許可申請の内容や過剰な医療機能への転換に関する協議が行われる

場合には、その当事者及び利害関係者等に限りて参加することが考えられる。

また、急性期医療に係る病床の機能分化・連携や地域包括ケアの推進など、特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、「協議の場」の下に専門部会やワーキンググループ等を設置し、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を進めていく方法も考えられる。

なお、「協議の場」の参加を求めなかった病院・有床診療所に対しても、書面やメールでの意見提出などにより、幅広く意見表明の機会を設けることが望ましい。

## (2) 協議への参加の求めに応じない関係者への対応について

医療法上、開設・増床等の許可申請をした医療機関は、都道府県知事から「協議の場」における協議に参加するよう求めがあったときは、これに応ずる努力義務が課せられており、また、都道府県知事は、開設・増床等の許可に、不足している病床機能に係る医療を担うという条件を付することができるかとされている。

都道府県知事から参加の求めがあったにもかかわらず、当該医療機関が正当な理由なく「協議の場」における協議に参加しない場合には、都道府県知事は当該許可に条件を付することが考えられる。

また、過剰な医療機能に転換しようとする医療機関は、都道府県知事から「協議の場」における協議に参加するよう求めがあったときは、これに応ずる努力義務が課せられており、また、都道府県知事は、「『協議の場』における協議が調わないとき、その他厚生労働省令で定めるとき」は、都道府県医療審議会への出席・説明を求め、さらに都道府県医療審議会の意見を聴いて転換中止の要請・命令をすることができるかとされている。

都道府県知事から参加の求めがあったにもかかわらず、当該医療機関が正当な理由なく「協議の場」における協議に参加しない場合には、「協議の場」における協議が調わないときと同様の措置を講ずることができるようにすることが考えられる。

## 5 . 合意の方法・履行担保について

### ( 1 ) 合意の方法について

「協議の場」における協議が調った事項については、医療機関の経営を左右する事項が含まれている場合が想定されることから、合意に当たっては、都道府県と関係者との間で丁寧かつ十分な協議が行われることが求められる。

また、特に各病院・有床診療所が担うべき病床機能及び病床数等の合意に当たっては、通常の議事録の作成に加え、参加した病院・有床診療所の署名捺印による合意書等の形で取りまとめておくことが適当である。

### ( 2 ) 合意事項の履行担保について

関係者は、「協議の場」における協議が調った事項の実施に協力する努力義務が課されているが、関係者の履行がなされない場合には、地域医療構想の達成の推進に支障が生じるおそれがある。

このため、関係者の合意事項の履行を担保する必要があるが、医療法上、都道府県知事は、「『協議の場』における協議が調わないとき、その他厚生労働省令で定めるとき」は、都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している病床機能に係る医療の提供等を要請・指示することができる」とされている。

関係者が正当な理由なく合意事項を履行しない場合には、「協議の場」における協議が調わないときと同様の措置を講ずることができるようにすることが考えられる。

< 参考 >

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

第七条（略）

2～4（略）

5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

6（略）

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第七条第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十条の十五 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。

- 3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。
- 5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう努めなければならない。
- 6 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十六 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、構想区域等における病床機能報告対象病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床の機能区分のうち、当該構想区域等に係る構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「指示する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

医療法等改正に関する意見（平成 25 年 12 月 27 日社会保障審議会医療部会）

#### 具体的な改革の内容について

- (3)地域医療ビジョンを実現するために必要な措置（必要な病床の適切な区分、都道府県の役割の強化等）

医療機能の分化・連携については、まずは、病床機能報告制度によって、医療機関がその有する病床で担っている医療機能の現状を国及び都道府県が把握・分析し、その結果を踏まえて、都道府県において策定される地域医療ビジョンによって、二次医療圏等ごとの将来の医療需要と各医療機能の必要量が示されることで、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、進められることを前提とすべきである。

また、国及び都道府県は、医療機関の自主的な取組を支援し、また、医療機関相互の協議を実効的なものとするために、以下の措置を講ずるべきである。

#### 「協議の場」の設置

- ・ 都道府県は、医療機関や医療保険者等の関係者が参加し、個々の医療機関の地域における機能分化・連携について協議する「協議の場」を設置することとする。

- ・ また、この「協議の場」の協議の実効性を高めるため、医療機関に対して、「協議の場」への参加及び「協議の場」での合意事項への協力の努力義務等を設けることとする。  
なお、その組織運営は、公平・公正に行われる必要がある。  
～ (略)

#### 医療計画作成指針（平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号医政局長通知）

#### 第四 医療計画作成の手順等

##### (2) 協議の場の設置

都道府県は、5 疾病・5 事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、医療審議会もしくは医療対策協議会の下に、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。また必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

作業部会と圏域連携会議は、有機的に連携しながら協議を進めることが重要であり、原則として、圏域連携会議における協議結果は作業部会へ報告すること。また、それぞれの協議の内容・結果については、原則として、周知・広報すること。

作業部会 (略)

圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

ア 構成

各医療機能を担う全ての関係者

イ 内容

下記の(ア)から(ウ)について、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。

(ア) 医療連携の必要性について認識の共有

(イ) 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有

(ウ) 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有

また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。

「協議の場」における病床の機能分化・連携に関する議論の進め方  
(イメージ)

**STEP 1 . 地域の医療提供体制の現状と将来の目指すべき姿の認識共有**

病床機能報告制度の報告や既存の統計調査等で明らかとなる地域の医療提供体制の現状と、地域医療構想で示される将来の医療需要と各医療機能の必要量について、「協議の場」のメンバーで認識を共有。

**STEP 2 . 地域医療構想を実現するための課題の抽出**

地域の医療提供体制の現状を踏まえ、地域医療構想を実現していく上での課題について、議論。

**STEP 3 . 具体的な機能分化・連携のあり方について議論**

例えば、ある構想区域において、回復期機能の病床が不足している場合、それをどのように充足するかについて議論。

現在、急性期機能や回復機能を担っている病院関係者等、都道府県が適当と考え、選定したメンバーによって、回復期機能の充足のため、各病院がどのように役割分担を行うか等について議論。

**STEP 4 . 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論**

STEP 3 で議論して合意した内容を実現するために必要な具体的事業について議論。

地域医療介護総合確保基金を活用する場合には、当該事業を都道府県計画にどのように盛り込むか議論し、都道府県において必要な手続を進める。

## 「協議の場」の議事、開催時期、参加者について

議事	開催時期	参加する関係者
<p style="text-align: center;">通常の開催(法30の14)</p>	<p style="text-align: center;">病床の機能分化連携の推進</p>	<p style="text-align: center;">各病院・有床診療所が担うべき病床機能及びその病床数に関する協議</p>
<p style="text-align: center;">病床機能報告制度による情報の共有</p>	<p style="text-align: center;">病床機能報告制度や地域医療介護総合確保基金のスケジュールを念頭に定期的に開催</p>	<p style="text-align: center;">医師会、歯科医師会 病院団体 医療保険者等 を都道府県が選定</p>
<p style="text-align: center;">その他の地域医療構想の達成の推進(地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など)に関する協議</p>	<p style="text-align: center;">地域の实情に応じて、都道府県が随時開催(定期的に開催もあり得る)</p>	<p style="text-align: center;">議事等に応じて、都道府県が選定</p>
<p style="text-align: center;">病院の開設 医療機能の増床、 転換への対応</p>	<p style="text-align: center;">医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合に開催</p>	<p style="text-align: center;">許可申請をした医療機関及び当該申請に係る利害関係者等を都道府県が選定</p>
<p style="text-align: center;">過剰な医療機能への転換に関する協議 (法30の15)</p>	<p style="text-align: center;">医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合に開催</p>	<p style="text-align: center;">転換をしようとする医療機関及び当該転換に係る利害関係者等を都道府県が選定</p>

# 医療法等における会議について

会議の種類	趣旨・目的 設置方法	設置区域	参加者の範囲・ 選定	開催時期	会議・議事の 公開	合意の方法
都道府県医療 審議会 (法71の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の諮問に 応じ、都道府県に おける医療の体 制の確保に関す る重要事項を調 査審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県ごと に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、歯科医 師、薬剤師、医 療を受ける立 場にある者及び 学識経験者(施 行令5の17) 一般的に、県医 師会、薬剤師 会、歯科医師 会、薬剤師会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年2回程度(年 度末+随時) 地域医療支援病 院の承認、病院 の開設・増床等 に係る勧告・不 許可、医療法人 の設立・解散・ 合併の認可等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、原則 公開 患者情報や医療 機関の経営に関 する情報について 非公開としている 等の都道府県も ある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席委員の過 半数を持って決 定(施行令第5の 20)</li> </ul>
地域医療対策 協議会 (法30の17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療等確保 事業に係る医療 従事者の確保 その他都道府県 において必要と される医療の 確保について協 議</li> <li>都道府県は、参 加者として関係 者と共に協議し 、施策を策定・ 公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県ごと に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定機能病院 、地域医療支援 病院、臨牀的医 療機関、臨牀研 修指定病院、診 療に関する学識 経験者の団体、 大学等、社会医 療法人など(医 療法30の12) 一般的に、県医 師会、歯科医 師会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1~2回程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、原則 公開 一般公開はしてい ないが、要望が あれば公開して いる等の都道府 県もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、特に 定めていない</li> </ul>
「協議の場」 (法30の14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の病床数の 必要量を達成す るための方策 その他地域医 療構想の推進 する項に必要 な事項について 協議</li> <li>都道府県は、 参加者として 関係者と共に 協議を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、 構想区域ごとに 設置 ただし、構想区 域内の医療機 関の規模、数等 を勘案し、都道 府県知事が協 議するのことに 適当と認める 区域で設置す ることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療に関する 学識経験者の 団体の他の医 療関係者、医 療保険者その他 の関係者 医師会、歯科 医師会(都市医 師会、歯科医 師会を念頭に)、 病院団体、医 療保険者を基 本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に 応じて、随時開 催</li> <li>病床機能報告 制度や基金の スケジュールを 念頭に、定期的 に開催 このほか、医療 機関が開設・増 床等の許可申 請をした場合 や過剰な医療 機能に転換し ようとする場 合にも、随時 開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、公開 患者情報や医療 機関の経営に関 する情報がある 場合によっては 、非公開とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の経 営を左右するた め、丁寧かつ十 分な協議が必要 また、特に各病 院・有床診療所 の病床機能及 び病床数等の 合意については 、参加した関係 者の署名捺印に よる合意書の 形式での取り まとめが適当 である。</li> </ul>
圏域連携会議 (局長通知により、 必要に応じて 設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者が各医療 機能を担う医療 機関を決定す ること等、具 体的な連携等 について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次医療圏ご とに設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各医療機能を 担う全ての関 係者 主に、都市医 師会、歯科医 師会等、病院 団体、臨牀的 医療機関、市 町村等 各医療機関が 参加する場合 、当該医療機 関の開設者・ 管理者等が参 加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、原則 公開 一般公開はしてい ないが、要望が あれば公開して いる等の都道府 県もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域によつて 様々(特に定めて いない圏域や、 出席者の過半数 を持って決定す る圏域など)</li> </ul>